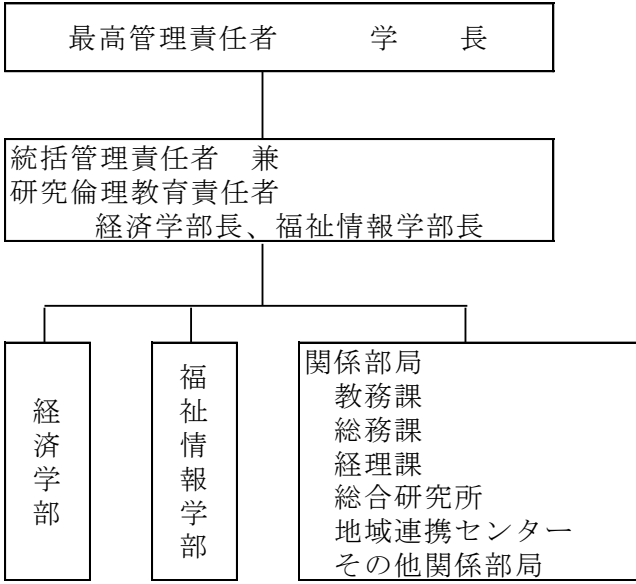


○徳山大学研究活動の不正行為の防止計画

平成 27 年 1 月 30 日制定

平成 27 年 2 月 1 日施行

「徳山大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程」(以下「不正行為対応規程」という。)第 6 条に基づき、徳山大学 (以下「本学」という。)における研究活動の不正行為を防止するため、研究活動の管理・運営の基本方針を次のように定める。

不正発生要因	本学における取組
<p>1. 管理体制</p> <p>■研究活動の運営・管理に関する責任者やそれぞれの権限が不明瞭である。</p>	<p>●学長を最高管理責任者とし、研究活動の運営・管理に関する最終的な決定権者であり、かつ最終的な責任を負う。</p> <p>●学部長を統括管理責任者兼研究倫理教育責任者とし、最高管理責任者を補佐し、研究活動の運営・管理について統括し、研究倫理教育を実施し、研究活動に関係するすべての者に対し意識向上を図り、かつ研究活動の運営・管理の状況について最高管理責任者へ報告する。</p> <p>●研究活動の運営・管理に関する事務手続きを担当する部局を定め、その部局の長がそれぞれの業務の管理責任を負う。</p> <p>【研究活動の運営・管理体制図】</p> <div style="text-align: center;">  <pre> graph TD A[最高管理責任者 学長] --> B[統括管理責任者 兼 研究倫理教育責任者 経済学部長、福祉情報学部長] B --> C[経済学部] B --> D[福祉情報学部] B --> E[関係部局 教務課 総務課 経理課 総合研究所 地域連携センター その他関係部局] </pre> </div>
<p>■行政官庁のルールに基づく学内の統一ルールが策定されていない。</p>	<p>●研究活動の管理・運営に関する学内の統一ルールとして不正行為対応規程及び「徳山大学研究活動の不正行為の防止計画」(以下「不正防止計画」という。)を定める。</p>
<p>■学内の統一ルールの周知が徹底されていない。</p>	<p>●毎年度、研究者と研究活動の管理・運営に関係する部局の職員を対象に、研究倫理教育を実施し、不正防止計画を周知する。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ●本学ホームページに不正行為対応規程、不正防止計画、その他関係資料を公表し、学内外から誰でも閲覧できる状況にする。
<p>■行政官庁のルールの変更に伴う学内ルールへの反映と、関係者への周知がなされていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●行政官庁のルール変更に伴い、不正防止計画の見直しを行う。 ●不正防止計画の見直しを行った場合は、その都度学内説明会を開催し、研究者と研究活動の管理・運営に関係する部局の職員へ周知を図る。
<p>■事務担当者間での解釈の違いによる運用の誤り。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●統括管理責任者を中心に、公的研究費の執行に関係する部局の協議を行い、不正防止計画の統一見解を共有することを図る。
<p>■研究倫理教育の実施体制、教育内容等が不明確である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●統括管理責任者兼研究倫理教育責任者を中心に、研究者の意識向上のために研究倫理教育へ力を入れていく体制を整える。 ●不正防止計画と下記の事項を中心に研究倫理教育の内容を策定するとともに、学外での不正行為事案等を踏まえて、教育内容を更新していくものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 責任ある研究活動について。 ② 社会の中で研究者が果たすべき役割。 ③ 不正行為の事例。 ④ 不正行為による影響及び懲戒。 ⑥ 上記のほか、研究倫理の意識向上のために必要と判断する事項。 ●研究倫理教育の実施にあたって、教育内容の理解度を把握し、周知の徹底を図るものとする。
<p>■適正な研究活動の実施を誓約させ、意識向上を図る手段がない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●研究倫理教育を受講した研究者に、適正な研究活動に関する下記の誓約事項を記載した誓約書の提出を求めることとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 学内諸規程の遵守。 ② 不正行為を行わないこと。 ③ 不正行為をした場合は、学内規程による懲戒、配分機関による処分、ならびに法的責任を受けること。 ④ 上記のほか、誓約を要する事項。
<p>■公的研究費の競争的資金等への応募資格の付与条件が不明確である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●下記の条件をすべて満たした研究者に、科学研究費助成事業などの競争的資金への応募資格を付与する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 配分機関より競争的資金への応募制限、競争的資金の執行停止、その他の処分を受けていないこと。 ② 研究倫理教育を受講していること。 ③ 誓約書を提出していること。
<p>■公的研究費の競争的資金等の執行停止となる要件が不明確であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●下記の事項のいずれかに該当する場合、科学研究費助成事業などの競争的資金の執行を停止する。ただし、該当する事項が解消した場合は、競争的資金の執行停止措置を解除する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 配分機関より競争的資金の執行停止の処分を受けた場合。 ② 研究活動の不正行為が明らか、またはその疑いが生じた場合。

	<p>③ 研究倫理教育を受講しない場合。</p> <p>④ 誓約書を提出しない場合。</p>
<p>■研究活動の管理・運営に関する相談窓口が設定されていない。</p>	<p>●研究活動の管理・運営に関する学内外からの相談窓口として、教務課、地域連携センター、総合研究所を充てる。</p>
<p>■研究活動で得られたデータ等が保存・開示されていない。</p>	<p>●研究成果の発表において、その成果の基となる調査結果、実験過程、実験結果、分析データ等の研究データを一定期間保存する。</p> <p>●学内外から保存した研究データを閲覧できるよう開示する。</p>
<p>2. 告発等の対応</p>	
<p>■学内外から研究活動の不正行為に関する告発等を受け取る窓口が設置されていない。</p>	<p>●学内外から研究活動の不正行為に関する告発等を受け取る窓口として総務課を充てる。</p> <p>●告発等を受け取る窓口、手続き等を本学ホームページで公表し、広く学内外に周知する。</p>
<p>■告発者等の保護対策が不明確なため、告発しにくい状況である。</p>	<p>●告発者等の個人情報の保護のため、告発者等の氏名、所属、告発内容等、その他告発者等を特定する個人情報は、告発者等の同意が得られない場合、公開しない。</p> <p>●告発者等が告発または相談したことを理由として、告発者等に対して解雇その他のいかなる不利益な取扱いも行わない。</p> <p>●告発者等が告発または相談したことを理由として、告発者等の職場環境が悪化することのないよう適切な措置を講じる。</p> <p>●告発者等に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者は、学内規程に定めに従い処分する。</p>
<p>■研究活動の不正行為が認定された場合の懲戒等の処分が不明確である。</p>	<p>●研究活動の不正行為が認定された場合、不正行為に関与した研究者、関係部局、取引業者等は、氏名、部局名、または業者名、不正使用の内容等を公表する。</p> <p>●研究活動の不正行為が認定され、配分機関より公的研究費の執行停止または返還等の処分が行われた場合、その処分を速やかに実行する。</p> <p>●研究活動の不正行為に関与した研究者または関係部局は、学内規程に定める懲戒処分を行う。</p> <p>●研究活動の不正行為の情状により、不正行為に関与した研究者、関係部局担当者、取引業者等に対し、刑事告発、民事訴訟、その他の法的手続きを行う。</p>
<p>■研究活動の不正行為に関与し、または一連の取引行為に不正等が認定された場合、取引業者に対する処分が不明確である。</p>	<p>●研究活動の不正行為に関与し、または一連の取引行為に不正等が認定された場合、当該取引業者に対しては、次の方針に基づき処分を行う。</p> <p>① 虚偽記載 本学購入等の一連の取引行為において提出資料に虚偽の記載をし、不相当と認められる場合。 取引停止期間 1ヶ月以上6ヶ月以内</p>

	<p>② 契約違反 本学購入等の一連の取引行為において契約に違反し、不相当と認められる場合。 取引停止期間 2週間以上4ヶ月以内</p> <p>③ 不適切な安全管理措置に起因する損害事故 本学購入等の一連の取引行為における不適切な安全管理措置により起因して人身事故または物損事故が発生した場合。 取引停止期間 2週間以上6ヶ月以内</p> <p>④ 贈賄 本学の研究者または職員に対して行った贈賄の容疑で逮捕または起訴された場合。 取引停止期間 2ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>⑤ 談合等 本学購入等行為に対し刑法に規定する談合により逮捕または起訴された場合、及び独占禁止法に違反し、不相当と認められる場合。 取引停止期間 2ヶ月以上12ヶ月以内</p> <p>⑥ 不正または不誠実な行為 本学購入等行為において、架空の請求、不正な請求、不正な納品、その他不正行為と認められた場合、及び不誠実な行為を行った場合、又は本学の研究活動において、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為に関与したと認められた場合。 取引停止期間 2ヶ月以上18ヶ月以内</p> <p>●研究活動の不正行為に関与し、または一連の取引行為に不正等が認定された取引業者との取引が複数ある場合は、次の方針に基づき対応する。</p> <p>① 物品等の納品検収前の取引 取引内容を精査し、不正等が認められた場合は、取引行為を中止しまたは契約を解除する。</p> <p>② 物品等が納品検収後の取引 代金等の支払いを一時停止し、取引内容に不正等が認められた場合は、物品等の返却などの措置を行い、契約を解除する。</p> <p>③ 物品等の納品検収及び代金等の支払いが終了した取引 物品等を返却し及び代金等の返還を求める。</p>
--	---